

### 3 用語解説

地域コミュニティ (1 ページ)	地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはその集団のこと。
生活困窮者 自立支援法 (制度) (3 ページ)	平成27年4月に施行された新たな法律で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。
自立相談支援員 (3 ページ)	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業で相談支援を行う専門職です。
介護予防・日常生活 支援総合事業 (3 ページ)	要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限生かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みとして始まった新たな事業です。すべての高齢者を対象に、社会参加のための通いの場（サロン等）の充実を図る事業や、従来の要支援や介護を必要とする状態の人が対象のサービスや生活支援サービスがあります。
生活支援 コーディネーター (3 ページ)	地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取組を行う人です。地域の支え合い活動を発掘したり、新たな支え合い活動の推進役を担います。
東近江市 地域生活支援計画 (4 ページ)	生活困窮者自立支援制度の実施に当たり、東近江市としての方向性や事業の目的、取組内容等を定めた計画です。経済的困窮のみならず、孤立や制度の狭間の課題を抱えた人など広く相談を受けとめ予防的な取組を重視する計画となっています。
社会資源 (11 ページ)	地域住民や利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称したものです。
生活当事者 (15 ページ)	起きている生活問題を体験し、影響を受けている個人のこと。
一億総活躍社会 (19 ページ)	少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持し、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、いちど失敗を経験した方も、一人ひとりが家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会
アウトリーチ (19・31 ページ)	相談窓口で相談者が来るのを待つのではなく、地域や家庭などに出向いて相談を受ける方法です。
セーフティ ネットワーク会議 (19 ページ)	市民からの様々な相談活動を行う中で、特に複雑かつ多様な課題を抱える者の処遇について、庁内の関係部署が連携のもと適切な支援策を図るため、平成22年に設置された会議です。

S I B (27 ページ)	Social Impact Bond (ソーシャルインパクトボンド) の略。社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うという仕組みです。
サテライト (33 ページ)	本体に付属している機関や施設という意味で、本庁に対して支所がサテライトとなります。
フォーマルサービス、インフォーマルサービス (36 ページ)	フォーマルサービスとは、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスの事を指します。 一方、インフォーマルサービスとは、介護保険などの制度を使わないサービスを指します。NPO法人やボランティアグループが行うサービスや近所の助け合いもインフォーマルサービスに含まれます。
多機能型福祉拠点 (37 ページ)	通いや泊りなど、複数の機能を持った地域の福祉拠点の総称です。
スーパーバイズ (39 ページ)	「管理（監督）する」という意味で、職場の上司等が信頼関係に基づいてその人の仕事を管理し、教育し、指示することによって専門家としての熟成を図るものです。
地区担当ワーカー (43 ページ)	地域住民が主体となった福祉の取組を進めるために、社会福祉協議会が配置している、地域の支援を行う職員